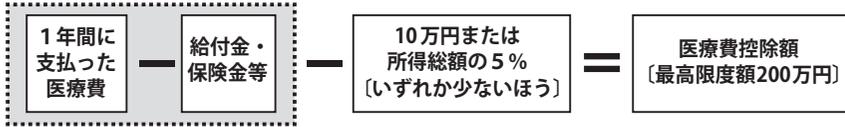


# 医療費をたくさん支払った年は「医療費控除」で税金を取り戻せます

## 医療費控除を活用しよう

医療費控除は、みなさんや家族の分を含めて、1年間に自己負担した医療費が一定額を超えると、税務署に確定申告すると税金が戻ってくる制度です。

前年1月から12月までに支払った医療費が10万円（または年間所得の5%のいずれか少ないほう）を超えるとき、200万円を限度に課税所得額から控除され、税金が確定精算されます。ただし、健康保険から支給された給付金や生命保険会社等から支払いを受けた医療費を補てんする保険金などは、医療費申請額から差し引かれます。



昨年は、自分も家族もけがや病気で病院にかかることが多く、医療費が家計をかなり圧迫しました。医療費だから仕方ないけど、なんとかならないものでしょうかね。

### 控除の対象となる医療費

- 医師に支払った治療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用、往診費用
- 入院時の食事療養にかかる費用負担
- 歯科の保険外費用
- 妊娠時から産後までの診察と出産費用
- あんま、指圧、はり、きゅうの施術費
- 義手、義足などの購入費
- 医師の証明がある6ヵ月以上の寝たきりの人のおむつ代
- 医師の指示と証明がある温泉利用型および運動型健康増進施設の利用料
- 訪問看護ステーションの利用料
- 老人保健施設、療養病床の利用料（介護費・食費・居住費の自己負担分）
- 特別養護老人ホームで受けた介護費・食費・居住費の自己負担分の半額
- ケアプランに基づく居宅介護サービスを医療系サービスと併せて受ける場合の介護費自己負担分 ほか

### 申告の手続き

確定申告の時期は、毎年2月16日から3月15日までの1ヵ月間ですが、サラリーマンなどの給与所得者による医療費控除等の還付申告については、1月からでも受け付けてもらえます。申告には、領収書が必要となりますので、領収書は必ずもらって保管しておきましょう。なお、詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

### 控除の対象とならない医療費

- 健康診断、人間ドックの費用
- ビタミン剤、消化剤、体力増強剤など、治療のためでない医薬品の購入費 ほか